

# 第193回 三重県都市計画審議会

## 議事録

令和2年7月28日



## 第 193 回 三重県都市計画審議会議事録

1. 開催日 令和 2 年 7 月 28 日 (火)

2. 開会時間 午後 1 時 00 分

3. 閉会時間 午後 3 時 00 分

4. 開催場所 アスト津 4 階 アストホール

### 5. 提出議案

- 第 1 7 9 4 号議案 鈴鹿都市計画区域区分の変更  
第 1 7 9 5 号議案 伊勢都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更  
第 1 7 9 6 号議案 鳥羽都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更  
第 1 7 9 7 号議案 志摩都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更  
第 1 7 9 8 号議案 南勢都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更  
第 1 7 9 9 号議案 伊賀都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更  
第 1 8 0 0 号議案 名張都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更  
第 1 8 0 1 号議案 尾鷲都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更  
第 1 8 0 2 号議案 熊野都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更  
第 1 8 0 3 号議案 紀伊長島都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更  
第 1 8 0 4 号議案 御浜都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

### 6. 出席委員の議席番号及び氏名

- 1 番委員 仲林 真子 近畿大学教授  
3 番委員 松本 幸正 名城大学教授  
4 番委員 浦山 真美 三重県建築士会  
5 番委員 長谷 康郎 三重県農業会議会長  
6 番委員 松田 弘子 津商工会議所  
7 番委員 浅沼 小百合 三重県宅地建物取引業協会  
8 番委員 増田 理子 名古屋工業大学教授  
9 番委員 高橋 智 東海財務局津財務事務所長 (代理 加藤 裕二)  
10 番委員 堀田 治 中部地方整備局長 (代理 井上 英俊)  
11 番委員 富田 育稔 東海農政局長 (代理 都築 孝彦)  
13 番委員 坪井 史憲 中部運輸局長 (代理 白木 広治)  
14 番委員 岡 素彦 三重県警察本部長 (代理 高橋 康二)  
15 番委員 末松 則子 三重県市長会  
17 番委員 川口 円 三重県議会議員  
18 番委員 喜田 健児 三重県議会議員  
19 番委員 廣 耕太郎 三重県議会議員  
20 番委員 山本 佐知子 三重県議会議員  
21 番委員 木津 直樹 三重県議会議員  
22 番委員 倉本 崇弘 三重県議会議員  
23 番委員 世古 明 三重県市議会議長会会長 (伊勢市議会議長)

## 第193回三重県都市計画審議会

### 1 開会

#### ○司会：都市政策担当 向井次長

出席予定の委員の方々もお揃いになりましたので、ただ今から、第193回三重県都市計画審議会を始めさせていただきます。

私は、本日の司会を担当いたします、県土整備部都市政策担当次長の向井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

### 2 あいさつ

#### <あいさつ>

#### ○司会：都市政策担当 向井次長

開会にあたり、県土整備部理事の真弓の方からごあいさつ申し上げます。

理事、よろしくお願いいたします。

#### ○県土整備部 真弓理事

県土整備部理事の真弓でございます。

まずは、令和2年7月豪雨でお亡くなりになられた方にお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われた方に、心よりお見舞い申し上げます。

それでは、第193回都市計画審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶させていただきます。

平素は三重県行政、とりわけ都市政策行政の推進にご理解とご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

委員の皆様には大変お忙しい中、当審議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日は令和2年度最初の審議会となりますが、新たに委員をお引き受けいただきました皆様には、この場をお借りしてお礼申し上げます。また、引き続き委員となっただいていただいている皆様には、継続的なご審議をいただいている案件も多くありますので、今年度もよろしくお願いいたします。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、三重県内においても、7月10日に76日ぶりとなる新規感染者が発生し、再び感染者が増加している状況になっております。

本日の会議においても、初めての試みとして、近畿大学の仲林委員にリモートでご参加いただくなど、十分な感染防止対策をとりながら開催させていただくこととしております。

本日も審議いただきます議案は、鈴鹿都市計画区域区分の変更に関する議案と、伊勢志摩、伊賀、東紀州圏域にある10の区域の都市計画区域マスタープランの変更に関する議案の合計11議案を予定しております。

委員の皆様には、専門的な立場や、日頃のご活動でお気づきの点など、様々な視点からのご意見、ご提言を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いたします。

### <資料確認>

#### ○司会：都市政策担当 向井次長

さて、本日の審議会では、ご審議いただきます議案が 11 件ございます。

まず本日のですね、資料につきまして確認をさせていただきます。

テーブルの机の上の資料を確認してください。

本日の資料としましては、1 つ目、「事項書」と「三重県都市計画審議会委員幹事名簿」、1 枚ずつです。それから、緑の表紙がついた A4 サイズの「議案書」1 冊。少し厚いものになってますけれども。これは事前に配布させていただいておりますが、もしお忘れでしたらお知らせください。それから、「第 192 回三重県都市計画審議会議案の手続状況」、1 枚ものがございます。それから、本日スクリーンで説明いたします、画面等をコピーした「参考資料」。水色の表紙がついたものがございます。よろしいでしょうか。1 冊ですね。それから、「第 194 回三重県都市計画審議会予定議案概要」というものが 1 枚です。それから「三重県都市計画審議会条例」と「三重県都市計画審議会運営要綱」のホッチキス止め 1 部。また、「三重県都市計画区域マスタープランの改定について」というホッチキス止めの資料とですね、A3 カラー印刷の「概要版」を一緒に綴じた資料でございます。また、「意見書の要旨と見解」のホッチキス止め 1 部、最後に、「三重県都市計画区域マスタープラン中間報告からの変更点一覧表」のホッチキス止め 1 部、でございます。

よろしいでしょうか。不足がございましたら、お教え願いますか。

よろしいでしょうか。

※ 特段の声なし

### <委員紹介>

#### ○司会：都市政策担当 向井次長

それでは続きまして、今回の審議会から、新しくご就任いただきました委員の方を紹介させていただきます。委員・幹事名簿の順で紹介させていただきます。

まず、10 番委員、中部地方整備局長、堀田治様でございます。

本日は代理で井上英俊様にご出席いただいております。

どうぞよろしくお願いたします。

#### ○堀田委員（代理：井上様）

どうぞよろしくお願いたします。

#### ○司会：都市政策担当 向井次長

ありがとうございます。

15 番委員、三重県市長会副会長、末松則子様でございます。

**○末松委員**

末松と申します。よろしくお願いいたします。

**○司会：都市政策担当 向井次長**

よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

17番委員、三重県議会議員、川口円様でございます。

**○川口委員**

川口円と申します。よろしくお願いいたします。

**○司会：都市政策担当 向井次長**

18番委員、三重県議会議員、喜田健児様でございます。

**○喜田委員**

はい、喜田健児です。よろしくお願いいたします。

**○司会：都市政策担当 向井次長**

19番委員、三重県議会議員、廣耕太郎様でございます。

**○廣委員**

廣耕太郎と申します。よろしくお願いいたします。

**○司会：都市政策担当 向井次長**

よろしくお願いいたします。

20番委員、三重県議会議員、山本佐知子様でございます。

**○山本委員**

山本佐知子でございます。よろしくお願いいたします。

**○司会：都市政策担当 向井次長**

21番委員、三重県議会議員、木津直樹様でございます。

**○木津委員**

木津直樹と申します。よろしくお願いいたします。

**○司会：都市政策担当 向井次長**

22番委員、三重県議会議員、倉本崇弘様でございます。

**○倉本委員**

倉本崇弘でございます。よろしくお願い申し上げます。

**○司会：都市政策担当 向井次長**

23 番委員、三重県市議会議長会会長、世古明様でございます。

**○世古委員**

市議会議長会の世古と申します。皆様どうぞよろしくお願いいたします。

**○司会：都市政策担当 向井次長**

また本日はですね、ここでご臨席いただいておりますが、理事からの話にもありましたように、リモートでの参加ということで、近畿大学教授の仲林委員にもご出席いただいております。

どうぞよろしくお願いいたします。

**○仲林委員**

よろしくお願いいたします。

**3 議事前手続き**

**<議長選出>**

**○司会：都市政策担当 向井次長**

さて、当計画審議会の会長の松本様には、三重県都市計画審議会条例第 6 条の規定により、議長を務めていただくこととなります。議長席の方へ移動していただき、これから先の進行についてお願いしたいと思います。

なお、末松委員におかれましては、所用により、3 時 30 分頃にですね、途中退席されるというご予定でございますので、皆様ご承知おきをください。

では松本会長、よろしくお願いをいたします。

※ 松本会長、議長席に移動

**<議事録署名者の指名>**

**○議長：松本会長**

はい。それでは、ただいまから、第 193 回三重県都市計画審議会の議事に入りたいと思います。

皆様には、ご多用の中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

ここから私の方で進行を務めさせていただきます。

どうぞご協力よろしくお願いいたします。

本審議会の議事録の署名者 2 名を、三重県都市計画審議会運営要綱第 10 条の規定により、私

の方から指名させていただきたいと思います。

本日は、第6番委員井上委員と、それから第7番委員浅沼委員の2人をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

お2人ともお見えですかね。

よろしいですね。

はい。どうぞよろしく願いいたします。

#### <出席者数報告>

##### ○議長：松本会長

それでは本日出席されています委員の人数につきまして事務局からご報告をお願いいたします。

##### ○事務局：都市政策担当 向井次長

はい、報告いたします。委員総数24名のうち、委任状の提出がありました5名の代理出席及びリモートでのご出席をいただいております、仲林委員を含めまして、20名の委員のご出席をいただいております。

##### ○議長：松本会長

はい、ありがとうございます。ただいま報告ございましたとおり、出席されています委員の人数が、委員総数の2分の1以上でございますので、三重県都市計画審議会条例第6条第2項の規定によりまして本審議会は成立いたしました。

#### <会議の公開・非公開>

##### ○議長：松本会長

議案の審議に入ります前に、まず審議の公開についてご審議いただきたいと思います。

三重県都市計画審議会運営要綱第8条第1項では非公開とできる場合を規定しておりますが、今回ご審議いただきます議案につきましては、非公開とできる場合に該当しないため、公開としたいと存じますが、いかがでしょうか。

※ 特段の声なし

##### ○議長：松本会長

はい、ありがとうございます。

特にご異議ないようでございますので公開することと決定いたします。

#### <傍聴者報告>

##### ○議長：松本会長

では本日の傍聴人につきまして、事務局からご報告お願いいたします。

**○事務局：都市政策担当 向井次長**

はい。本日、一般傍聴者の方1名と、報道機関の方1名が来られております。

**○議長：松本会長**

はい。それでは、傍聴の方にご入場していただきますのでしばらくお待ちください。

※ 傍聴者が入場

**○議長：松本会長**

傍聴に際しまして、傍聴の方々に、注意事項をご説明申し上げます。

傍聴者の方々におかれましては、お配りしております傍聴要領に従っていただきますようお願いいたします。

なお、この規定に違反した時は注意し、またこれに従わないときは退場していただく場合がございますのでご了承願います。

**4 第192回都市計画審議会に関する報告**

**○議長：松本会長**

それでは審議に入りたいと存じます。

議案の審議に先立ちまして前回の第192回都市計画審議会に関する報告がありますので、事務局からご報告をお願いいたします。

**○事務局：都市政策課 大下副課長**

はい。県土整備部都市政策課副課長の大下です。よろしく願いいたします。

事務局から、前回議案の手續状況についてご説明をいたします。

資料の「第192回三重県都市計画審議会議案の手續状況」と書いてある資料をご覧ください。

令和2年3月26日に開催しました、第192回三重県都市計画審議会ですが、2件ご審議いただきました。

1件目でございます。第1792号議案「四日市都市計画区域区分の変更」につきましてです。

都市計画区域マスタープラン及び四日市市都市計画マスタープランの方針に基づき、土地区画整理事業により計画的な市街化が確実に見込まれるエリア及び既に宅地化されている菰野町役場周辺エリアを含む菰野インターチェンジ周辺地区について、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、市街化区域に編入することをご確認いただきましたが、本件は令和2年7月14日に告示されております。

2件目でございます。第1793号議案「名張都市計画道路の変更」につきましてです。

名張駅赤目線について、土地利用の方向性を都市的土地利用から農業振興地域に転換した地域づくりが進められていることから、一部区間を廃止するとともに、これに伴い、国道165号線から近鉄赤目口駅へのアクセス性を確保するため、現在その機能を代替している県道赤目口停車場線を、結馬赤目口駅線として追加することをご確認いただきましたが、本件は令和2年

4月17日に告示されております。

以上でございます。

**○議長：松本会長**

はいありがとうございました。

それではただいまのご報告に関しまして何かご質問ご意見等ございますでしょうか。

仲林先生何かあったら、ご発言くださいね。

**○仲林委員**

はい。ありがとうございます。

今は大丈夫でございます。

**5 議事**

**(1) 第1794号議案「鈴鹿都市計画区域区分の変更」**

**○議長：松本会長**

はい。それでは特にございませんようですので次に議題の審議に移っていききたいと思います。

本日も審議いただきます議案は、先ほどご説明ございましたとおり、11議案とたくさんあります。

まずは、第1794号議案、「鈴鹿都市計画区域区分の変更」について事務局からご説明をお願いいたします。

**○事務局：都市政策課 藤森課長**

県土整備部都市政策課課長の藤森でございます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、第1794号議案をご説明申し上げます。

第1794号議案は、「鈴鹿都市計画区域区分の変更」でございまして、鈴鹿都市計画区域内の市街化調整区域を、市街化区域に編入するものでございます。

では、前方のスクリーンをご覧ください。

今回の変更は、市街化調整区域にある道伯・稲生地区、野町南部地区、及び道伯地区を市街化区域に編入しようとするものでございます。

このうち、道伯・稲生地区及び野町南部地区は、市街化区域に隣接し、地区計画により計画的な市街化が見込まれる地区であり、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、市街化区域に編入するものでございます。また、道伯地区は、整備予定の幹線道路沿道で住宅用地が造成済みであり、住居系等の土地利用が見込まれると判断できるため、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、市街化区域に編入するものでございます。

次に、人口フレームについてご説明いたします。令和2年の市街化区域内人口は約15万4千人と推計されます。令和2年の市街化区域内の収容可能人口、スクリーンの表でいう配分する人口は、約15万1千人と推計され、およそ3千人が市街化区域に収まらないことになりま

す。このような市街化区域に収まらない人口を「保留人口」と言います。保留人口がおよそ 3 千人あることから、およそ 3 千人に相当する面積分について、市街化区域の拡大が可能となります。

続いて、編入後の保留人口について、さらに詳細にご説明いたします。先ほども説明いたしましたが、現在の保留人口は、目標年である令和 2 年の市街化区域の将来人口、154,450 人から、既存の市街化区域の令和 2 年の収容可能人口、つまり配分する人口 151,214 人を差し引いた 3,236 人となります。この保留人口のうち、今回の編入により配分する保留人口は、市街化区域に編入する地区の区画数と、世帯当たりの推計人口から算出した当該編入区域の計画人口 674 人となり、現在の保留人口以内に収まります。編入後の保留人口は、現在の保留人口から今回配分する保留人口を差し引いた、2,562 人になりますが、お手元の議案書「1794-1」の計画書上は、四捨五入し千人単位での表記としておりますので、保留人口 3 千人と記載しております。

それでは、今回の変更箇所的位置をご説明申し上げます。

「道伯・稲生地区」は、鈴鹿サーキットの東側、鈴鹿ハイツという団地に隣接した位置にあります。「道伯地区」は鈴鹿サーキットの北側で、都市計画道路野町国府線沿いに位置しております。「野町南部地区」は、伊勢鉄道沿線に位置し、伊勢鉄道玉垣駅の南西に位置しております。

周辺の主要な交通施設との位置関係でございますけれども、それぞれの編入区域から北方向に、約 2km の位置に鈴鹿中央線があり、中勢バイパス及び国道 23 号はご覧の位置でございます。中勢バイパス、北勢バイパスについては、供用部分を実線で、未供用部分を点線で表示しております。

次に、変更箇所の具体的な内容についてご説明申し上げます。

はじめに、道伯・稲生地区でございます。赤枠の範囲が今回市街化区域に編入する区域でございます。当該区域は、市街化区域内の低層戸建住宅団地に隣接する形で、周辺環境と調和した良好な住宅地の形成を目指し、鈴鹿市において、令和 2 年 1 月に地区計画が策定されております。民間事業者により、都市計画法に基づく開発許可の手続きも支障なく進められており、当該地区計画の内容に沿った形で宅地開発が行われる見込みとなっております。また、当該地区において、保留人口から新たに配分する人口、つまり、当該地区の計画人口は、計画されている区画数と世帯当たりの人口から 138 人となっております。

次に、野町南部地区でございます。赤枠の範囲が、市街化区域に編入する区域でございます。

先ほどの地区と同様に、当該区域では、市街化区域内の低層戸建住宅団地に隣接する形で、周辺環境と調和した良好な住宅地の形成を目指し、鈴鹿市において、令和 2 年 2 月に地区計画が策定されております。こちらも民間事業者により、都市計画法に基づく開発許可の手続きが支障なく進められており、当該地区計画の内容に沿った形で、宅地開発が行われる見込みでございます。また、当該地区において、保留人口から新たに配分する人口、つまり、当該地区の計画人口は、計画されている区画数と世帯当たりの人口から 378 人となっております。

次に道伯地区でございます。赤枠の範囲が、市街化区域に編入する区域でございます。当該区域は、県営緑農住区開発関連土地基盤整備事業により、住宅用地として造成済みの地区でございます。また、茶色のラインで示した当該地区に隣接する都市計画道路野町国府線は、西側

から整備が進んできており、県道三行庄野線との交差点まで整備が完了し、供用開始されております。点線区間においては、平成 30 年に都市計画法の事業認可を取得し、事業に着手しております。この野町国府線は、当該区域の土地利用動向に深く関連すると考えられることから、簡単ではありますが、街路事業の全体概要について、説明をさせていただきたいと思っております。

野町国府線は、亀山市内の国道 306 号と鈴鹿市内の国道 23 号を結ぶ重要な幹線道路であり、かつ、地域住民の生活道路としての機能も有することから、通過交通と域内交通の役割を担っております。黒色の実線で示す区間においては、既に整備が完了しており、供用開始がなされております。赤色の点線で示す事業区間については、未着手の状態でありましたが、平成 30 年に都市計画法の事業認可を取得し、事業に着手しております。当該区間が整備されることにより、移動時間の短縮や輸送費の低下など、経済活動における生産性の向上にもつながると考えております。

このように、野町国府線に接する当該道伯地区は、今後交通利便性の向上に伴い、沿道サービスや住居系の土地利用が見込まれる地区であると考えられます。また、当該地区において、保留人口から新たに配分する人口、つまり、当該地区の計画人口は、区画数と世帯当たりの人口から 158 人となっております。

ここで当該編入区域の県及び鈴鹿市のマスタープラン上の位置付けを確認していききたいと思います。

まず、県の区域マスタープランについてご説明いたします。県の区域マスタープランにおける、市街化調整区域の土地利用方針において、必要な区域について、地区計画制度を活用し、日常生活における利便性の向上に資する機能の導入を図ることとしております。また、計画的に面整備を検討、実施している区域は、事業の実施が確実となった段階で、必要に応じて市街化区域に編入することとしています。

次に、鈴鹿市都市マスタープラン上の位置付けについてご説明いたします。こちらは、鈴鹿市内の土地利用方針を示した図で、当該編入区域付近の拡大図がこちらでございます。道伯・稲生地区、野町南部地区、道伯地区ともに、黄色の住宅ゾーンとして位置付けられている地域に隣接をし、赤色斜線の住宅系の市街地形成検討地区に隣接又は位置付けられております。住居系の市街地形成検討地区とは、新たな住居系の市街地形成の可能性のある地区として、必要に応じて土地利用の見直しを行うエリアとして位置付けられた地区でございます。

以上のように、県及び鈴鹿市のマスタープランの方針に基づき、道伯・稲生地区及び野町南部地区については、地区計画に沿った計画的な面整備が実施され、道伯地区については、整備予定の幹線道路沿道で住宅用地が整備済みであり、それぞれ住居系等の土地利用の進展が見込まれると判断できます。

このことから、以上の 3 地区を、おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、市街化区域に編入することといたしました。

次に、今回の県決定である市街化区域編入と同時に、鈴鹿市において都市計画決定手続きが進められている当該変更箇所用途地域の指定内容についてご説明申し上げます。

まず、道伯・稲生地区及び野町南部地区でございますが、地区計画に定められた用途の制限内容が、第 1 種低層住居専用地域を想定していること。また、隣接する住宅団地の指定用途を

考慮し、第1種低層住居専用地域に指定することとしております。道伯地区については、先ほどもご説明したとおり、今後交通利便性の向上に伴う沿道サービスや、住居系の土地利用が見込まれる地区であることや、隣接する市街化区域の指定用途を考慮し、準住居地域を指定することとしております。

最後に、当該編入区域の現地の状況を写真でご覧いただきたいと思います。

まず、道伯・稲生地区でございます。

各番号の地点から矢印方向に撮影をした現地写真をお示しいたします。

はじめに、区域東側付近を①の地点から写した写真でございます。ご覧の通り、区域内はほぼ原野の状態でありますけれども、既に民間事業者により開発許可が取得されております。また、黄色で着色した範囲は、地区計画の中で位置付けられている区画道路の概ねの位置を示しており、前面の鈴鹿市道へ接続する計画となっております。

次に、区域北側付近、②の地点から写した写真でございます。黄色で着色した範囲は、地区計画の中で位置付けられている区画道路の概ねの位置を示しており、既存の住宅団地内の区画道路に接続する計画となっております。

続いて区域西側付近、③、④の地点からのものがございます。

③の地点からの写真でございますが、水色で着色した部分に雨水調整池が計画されています。

④の地点でございます。緑色で着色した部分に公園が計画をされております。

以上、道伯・稲生地区の現地写真でございます。

次に、野町南部地区でございます。

まず区域北側付近、①の地点からの写真でございます。当該区域は、一部雑種地がございますけれども、ほぼ農地で占められております。

続いて、区域西側付近、②の地点からのものです。先ほどの道伯・稲生地区と同様、すでに開発許可が取得され、開発工事が着手されております。

続いて、区域南側及び東側付近を、③、④の地点から写したものでございます。

区域南側付近を、③の地点から写した写真でございます。

こちらは区域東側付近、④の地点からのものです。

以上、野町南部地区の現地写真でございます。

続いて、道伯地区でございます。

まず、区域東側付近を、①、②の地点から写した写真でございます。

まず、①の地点のものでございます。

次に②の地点からの写真でございます。このように当該地区は既に住宅用地として造成されておりますけれども、まだ、住宅等の建物は建てられておりません。

続いて、区域中央部付近を③の地点から写した写真でございます。赤色のラインから左側が今回編入するエリアでございます。現在の土地利用状況としましては、駐車場としての利用が主なものとなっております。

次に、区域の中央部付近、④の地点からのものがございます。赤色のラインが現在の市街化区域のラインでございます。右側が今回編入するエリアでございます。区域の北側には、都市計画道路野町国府線が計画されておまして、画面の手前方向から水色のラインまで整備が

完了しております。その先の水色着色部分が、今後整備予定の区間で、平成 30 年に事業認可がされております。

次に、区域西側付近の状況を、⑤の地点から写した写真でございます。ご覧のように、区域西側の一角ではガソリンスタンドが立地しております。調整区域ではございますが、鈴鹿市において開発許可がなされ立地しているため、適法な状態で土地利用がなされている状況でございます。

以上でスクリーンを用いた説明を終わりますが、引き続き、お手元の議案書につきましてご説明申し上げます。

まず、議案書「1794-1」は、鈴鹿都市計画区域区分の変更の計画書でございます。次に、議案書「1794-2」は、新旧対照表でございます。続いて、議案書「1794-3」が理由書、「1794-5」が位置図、さらに、「1794-6」以降が、計画図でございます。

なお、当議案につきまして、都市計画の案を令和 2 年 6 月 2 日から 16 日までの間、縦覧しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、鈴鹿市からは当議案について、令和 2 年 7 月 13 日付けで、異存なしとの回答をいただいております。

以上で、第 1794 号議案の説明を終了させていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

#### ○議長：松本会長

はい、ありがとうございました。

それではただいまの 1794 号議案に関しましてご質問ご意見等ございましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

ございませんでしょうか。

仲林先生あったらどうぞ遠慮なく。はい、とか何か言ってもらえれば結構ですのでお願いしたいと思います。

じゃあ皆さんにお考えいただいている間に私から少しだけ、質問させていただきたいと思いますが、今回都市計画区域マスタープラン、この後ご審議いただくこととなりますが、いろんな自治体でですね、やっぱり都市の集約化、コンパクト、というところが重要になってきているかと思いますが、一応ですね、その方針と比較した場合に今回問題ないんだというようなところですね、補足的に説明いただければという気がしております。

それで、そういう意味では、現状のですね、低未利用地がどんな状況で、そしてそのコンパクト化に反しない形での今回の市街化の拡大だというような、その補足をいただけるとありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○事務局：都市政策課 山室係長

はい、ご質問の意見ですけれども、まずですね、今回の拡幅の規模につきましては、まずフレームというところで確認をしております。

あとですね、空き家の方ですけれども、空き家の方につきましてはですね、鈴鹿市さんの方で実態調査をさせていただいております、その中では 27 年、28 年でざっと 1130 戸ほどの空き

家があるということは聞いております。

その中で、実際にですね、利用できる空き家につきましては、ざっと 150 戸程度ということでございます。

今回の計画はですね、280 区画ということですから、その中に収まらないということで今回の計画が妥当であるということを考えています。

あと鈴鹿市役所さんの方でもですね、空き地や空き家の活用ということで、今施策を取り組んでいただいていると聞いておりますので、それはそれで別途進めていくということで、今回の計画は問題ないものと判断しております。

以上です。

#### ○議長：松本会長

はい。ありがとうございました。

今回ご覧いただくと、まずは市街化区域に隣接しているということもありますし、かなり中心部のところもあると。

それから、未利用地も十分あるわけではないということで、コンパクトの方針に必ずしも背いているわけではないというご説明だったと思います。

ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは特にご異論ないようでございますので、原案が適切であると判断することにつきましてご異議ございませんでしょうか。

※ 「異議なし」との声あり

#### ○議長：松本会長

はい。ありがとうございました。

それではご異議なしということでございますので、第 1794 号議案、「鈴鹿都市計画区域区分の変更」につきましては原案が適切であると判断いたします。三重県知事に原案通り答申いたします。

### (2) 第 1795 号議案～第 1804 号議案「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」

#### <議案の説明方法について>

#### ○議長：松本会長

それでは続きまして、第 1795 号議案から、たくさんあるところなんですけど、第 1804 号議案は、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に関する議案でございます。

当議案につきまして、事務局よりも、議案の説明方法につきましてご提案をお願いしたいと思います。

**○事務局：都市政策課 藤森課長**

はい。それでは、第 1795 号議案から第 1804 号議案、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、いわゆる「都市計画区域マスタープラン」の変更に関する議案につきまして、事務局から説明方法をご提案させていただきます。

これらすべての議案が、都市計画区域マスタープランについてのものでございますので、まず共通する全体概要等について、こちらからご説明させていただき、その後、第 1 章の都市計画の目標が共通する圏域ごとに、議案を一括して説明させていただくということではいかがでしょうか。

**○議長：松本会長**

はい。実際は全部で 10 でしたっけ、10 区域になるんですか。

**○事務局：都市政策課 藤森課長**

10 ですね。

**○議長：松本会長**

10 になりますが、共通する部分がたくさんありますので、その共通する部分、まず全体を通したところを 1 つ、それから圏域ごとにまとめて、また説明いただく、という形にさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

※ 「異議なし」との声あり

**○議長：松本会長**

はい、ありがとうございます。

ではそのようにお願いいたします。

**<全体概要説明>**

**○事務局：都市政策課 藤森課長**

それでは、都市計画区域マスタープランの全体概要についてご説明をさせていただきますので、A4 ホチキス止め、タイトルが「三重県都市計画区域マスタープランの改定について」と記載された資料をご覧いただきたいと思います。

まず 1 ページ目をご覧いただきたいと思いますが、今回付議いたします、都市計画区域マスタープランにつきましては、昨年 11 月の都市計画審議会でも中間報告をさせていただきましたが、それと内容が重複をいたしますので、今回、基本的な説明は省略させていただきます。

都市計画区域マスタープランの構成につきましては、1 ページ下の四角囲みに記載した通り、第 1 章の都市計画の目標、第 2 章の土地利用規制の基本方針、第 3 章の主要な都市計画の決定方針からなっております。

2 ページをご覧ください。

改定に向けてのこれまでの取り組みにつきましてご説明申し上げます。

平成 28 年度において、県全体の方針として、「三重県都市計画基本方針」を改定し、平成 29 年度では、この「都市計画基本方針」に基づき、広域的な視点で都市計画の目標を策定するため、結びつきが強い、5 つの広域圏（北勢、中南勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州圏域）で、「圏域マスタープラン」を都市計画審議会に諮った上で改定をいたしました。

伊勢志摩、伊賀、東紀州にある 10 の非線引き都市計画区域マスタープランについては、令和元年 11 月に当審議会に素案の報告を行った後、パブリックコメントの募集、国等関係機関との協議、案の公告縦覧が完了したため、本日の都市計画審議会に付議をさせていただきました。

残る北勢、中南勢圏域にある 11 の都市計画区域、内訳としまして、5 つの線引き都市計画区域と 6 つの非線引き都市計画区域でございますけれども、これらにつきましては、本年 3 月に当審議会に素案の報告を行った後、パブリックコメントの募集を終え、現在、国等関係機関との協議を行っているところでございます。

2 ページの下に参考としまして、各圏域に属する都市計画区域を記載しておりますが、このうち、後半の二重丸をつけた 3 つの圏域が今回の対象となります。

3 ページをご覧ください。

都市計画区域マスタープラン改定のポイント、(1) をお願いいたします。

中間報告でも説明しましたが、今回の改定にあたっては、「都市計画基本方針」で示した都市経営、都市防災、都市活力の 3 つの変革の観点を踏まえて、それぞれの方針を記載しました。

(2) をお願いします。「圏域マスタープラン」に位置付けられた基本理念と、新しく整理し直した拠点をもとに、特色ある集約型都市構造の形成を目指して、都市計画区域マスタープランを改定いたします。各圏域の基本理念や拠点については後ほど、各圏域単位でご説明を申し上げます。

4 の策定経過及び今後のスケジュールをご覧ください。

伊勢志摩・伊賀・東紀州圏域内の 10 の都市計画区域につきましては、令和 2 年 7 月である、本日の審議会に付議をさせていただいております。

北勢・中南勢圏域内の 11 の都市計画区域につきましては、現在、国等関係機関との協議を行っておりますが、協議が完了した後、案の公告縦覧の手続きを経て、12 月の都市計画審議会へ付議したいと考えておるところでございます。

都市計画区域マスタープランの全体概要についての説明は以上でございます。

引き続き、一括審議をお願いいたします。

伊勢志摩圏域の「第 1795 号議案 伊勢都市計画」、「第 1796 号議案 鳥羽都市計画」、「第 1797 号議案 志摩都市計画」、「第 1798 号議案 南勢都市計画」についてご説明申し上げます。

**○議長：松本会長**

はい。今のはもう全体の前提条件ということでよろしいですね。

**○事務局：都市政策課 藤森課長**

はい。

## ○議長：松本会長

これは今までの流れを中心にお話いただいておりますので、この後ですね、圏域ごとで 10 の区域マスタープランのご説明をいただくということになるかと思えます。

お手元の資料、先ほどご説明いただきました、「三重県都市計画区域マスタープランの改定について」というものの 2 ページの下の方を先ほどご覧いただきましたが、「参考」というところで、本日皆さんにご審議いただくのは下の 3 つ、伊勢志摩圏域、伊賀圏域、東紀州圏域に含まれます、それぞれの区域マスタープラン、伊勢志摩圏域ですと、伊勢都市計画区域、鳥羽都市計画区域、志摩都市計画区域、南勢都市計画区域ということになって、それから伊賀ですと伊賀都市計画区域、名張都市計画区域。それから東紀州ですと、尾鷲都市計画区域、熊野都市計画区域、紀伊長島都市計画区域、御浜都市計画区域となっております。

本来 1 つ 1 つご説明いただいて、1 つ 1 つご審議いただきたいところですが、先ほどのご説明のとおり、圏域ごとに共通する部分が多いので、圏域ごとを一括してご説明いただくということにさせていただきたいと思えます。

それでは、伊勢志摩圏域の伊勢都市計画区域、鳥羽都市計画区域、志摩都市計画区域、南勢都市計画区域のご説明をお願いいたします。

## <第 1795 議案～第 1798 号議案「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更〔伊勢志摩圏域〕>

### ○事務局：都市政策課 藤森課長

それでは、引き続きですね、一括で説明をさせていただくということで、伊勢志摩圏域の伊勢都市計画、鳥羽都市計画、志摩都市計画、南勢都市計画についてのご説明をさせていただきます。

資料は A3 サイズのですね、資料 5 ページから 10 ページになります。

5 ページと 6 ページは、伊勢志摩圏域にある 4 つの都市計画区域マスタープランのそれぞれ第 1 章にあたる部分でございます。これはすでに改定済みの伊勢志摩圏域マスタープランの概要となるもので、ここでは、各圏域の都市計画の理念と、各種拠点についてご説明をさせていただきます。

7 ページ以降は、1 区域につき、1 ページの資料となっております、都市計画区域マスタープランの第 2 章、第 3 章となる土地利用規制の基本方針と、主要な都市計画の決定方針を示す内容となっております。

ここでは伊勢志摩圏域にある 4 区域の代表としまして、伊勢都市計画区域マスタープランを中心に、3 つの変革の観点、区域の特徴、中間報告からの変更点等につきまして、説明をさせていただきます。

それではまず 5 ページにお戻りをいただきたいと思えます。

5 ページの方はですね、都市計画の理念、というものを、ページの右上部に記載しております。「豊かな自然や悠久の歴史・文化とともに常若に生きるまち」としております。

続いて 6 ページをご覧いただきたいと思えます。

6 ページの左の表には、広域拠点、交流拠点、防災拠点、地域拠点を記載しております。中

間報告からの変更箇所を緑色でハッチングしており、広域的な防災拠点の伊勢市の欄に、「市立伊勢総合病院」を追加いたしております。

これは、欄外の下注3にございますように、三重県地域防災計画に位置付けがある施設を、広域的な防災拠点として位置付けておるわけですが、令和元年度末の改定で、市立伊勢総合病院が三重県地域防災計画に位置付けられたことから、反映したものでございます。

右の伊勢志摩圏域将来都市構造図には、市立伊勢総合病院も含め、それぞれの拠点位置を明示しております。

次に7ページをお願いいたします。

まず、ページ右下の凡例をご覧ください。このページには、都市経営、都市防災、都市活力の3つの変革の観点を盛り込んでおり、都市経営の観点に当たる方針には、青の実線、都市防災の観点にあたる方針には、赤の波線、都市活力の観点にあたる方針には、緑の点線をそれぞれ引かせていただいております。また中間報告からの変更箇所は緑色で、その区域の特徴となる内容につきましては、黄色で示しております。

都市経営の観点として、左上の『土地利用に関する方針』の住宅地をご覧ください。「広域拠点では、土地の高度利用や複合利用により、都心居住機能を配置する。」、商業・業務地については、「広域拠点では、都心居住や中心市街地の活性化、広域交流の促進を支援する多様な都市機能を配置する。」という方針を示しました。

都市活力の観点として、工業地において、「新たな産業や既存産業の立地を促進するため、工業系用途地域や用途地域外の一団の工業地に加え、自治体の計画等により検討・選定された適地を工業地として配置する。工業系用途地域内の未利用地については、工業施設を誘致し、既存ストックを活用しつつ、必要な基盤整備を進める。」という方針を示しました。

都市防災の観点として、都市防災の観点から必要な市街化の抑制等に関する方針において、「拠点及びその周辺地については、都市防災に係る施策を実施し、安全性の向上を図る。これらを除く、一定の拡がりを持った住居系の既成市街地における著しく災害リスクが高い区域については、地域地区の見直しや建築物の構造規制に係る条例制定等の検討を促進する。」という方針を示しました。

次に、区域の特徴となる内容の主なものをご説明します。

左下の『市街地開発事業に関する方針』をご覧ください。「JR・近鉄伊勢市駅及び近鉄宇治山田駅周辺は、民間活力を活用し、土地の高度利用や土地利用転換による中心市街地の再整備を促進し、都心居住の促進や中心市街地の活性化を図る。」という方針を示しました。

次に、中間報告からの変更点についてご説明申し上げます。

左下の『都市施設の整備に関する方針』の下から2行目をご覧ください。「バス路線やコミュニティバス、デマンドシステムの維持・充実を図る。」に変更いたしました。コミュニティバス、デマンドシステムについては、導入について検討するとしていましたが、一部導入されたことに伴い、変更するものでございます。

また、右上の、『地域の特性に応じて定めるべき事項』をご覧ください。「地震・津波・洪水等の災害リスクの高い区域については、土地利用検討区域を設定するなど、土地利用や防災・減災施策の取組を促進する。」という文言を追記いたしました。都市防災の取組をより具体化す

るためのものがございます。

右下の『土地利用構想図』をご覧ください。この区域の広域拠点は、JR・近鉄伊勢市駅から近鉄宇治山田駅周辺、地域拠点は、JR田丸駅周辺、交流拠点として内宮、外宮等、また、広域的な防災拠点として、三重県広域防災拠点伊勢志摩拠点等を位置付けております。

8ページをご覧ください。

8ページは鳥羽都市計画区域でございます。

ここからの3区域につきましては、区域の特徴、中間報告からの変更点及び土地利用構想図につきましてご説明申し上げます。

まず、区域の特徴となる内容の主なものをご説明いたします。

左下の『都市施設の整備に関する方針』の交通施設の下から3行目をご覧ください。「鳥羽市地域公共交通総合連携計画をもとに、鳥羽市コミュニティ交通システムや鉄道、バス、フェリーの連携強化等について引き続き促進するとともに、新たな交通システム等の導入について検討する。」という方針を示しました。

次に、中間報告からの変更点をご説明いたします。

右上の『地域の特性に応じて定めるべき事項』をご覧ください。伊勢都市計画区域と同様に、「地震・津波・洪水等の災害リスクの高い区域については、土地利用検討区域を設定するなど、土地利用や防災・減災施策の取組を促進する。」という文言を追記しております。

右下の『土地利用構想図』をご覧ください。この区域の広域拠点は、JR・近鉄鳥羽駅周辺、交流拠点として、鳥羽城跡周辺地区、鳥羽水族館等を位置付けております。

次に9ページをご覧ください。

志摩都市計画区域でございます。

区域の特徴となる内容の主なものをご説明申し上げます。

左下の『都市施設の整備に関する方針』の交通施設の、下から3行目をご覧ください。「交通事業者と行政等が連携した次世代移動サービス等、新たな交通システムの導入について検討する。」という方針を示しました。また、下から2行目には、「志摩市地域公共交通網形成計画をもとに、バス路線やデマンドシステム、海上交通の維持・確保、相互の連携強化等について検討する。」という方針を示しました。

次に中間報告からの変更点をご説明申し上げます。

左下の『都市施設の整備に関する方針』の一番下の行をご覧ください。「バス路線やデマンドシステム、海上交通の維持・確保、相互の連携強化等について検討する。」に変更いたしております。デマンドシステムについては、導入について検討するとしておりましたけれども、一部導入がなされたことに伴い変更するものがございます。

また、右上の『地域の特性に応じて定めるべき事項』をご覧ください。これも伊勢都市計画区域と同様に、「地震・津波・洪水等の災害リスクの高い区域については、土地利用検討区域を設定するなど、土地利用や防災・減災施策の取組を促進する」という文言を追記しております。

右下の『土地利用構想図』をご覧ください。この区域の広域拠点は、近鉄鵜方駅周辺、交流拠点としまして、大王崎、志摩スペイン村等を位置付けております。

続いて 10 ページをご覧ください。

10 ページは南勢都市計画区域でございます。

区域の特徴となる内容の主なものをご説明申し上げます。左上の『土地利用に関する方針』の住宅地をご覧ください。「地域拠点及びその周辺地では、良好な居住環境の形成や定住の促進、支援を図る。」、商業・業務地については、「地域拠点では、地域住民の日常の消費需要に応じた、商業・業務地を配置する。」という方針を示しました。

次に、中間報告から変更点をご説明申し上げます。

左下の『都市施設の整備に関する方針』の下から 2 行目をご覧ください。「バス路線やコミュニティバス、デマンドシステムの維持・充実を図る。」と変更しております。コミュニティバス、デマンドシステムについては、導入について検討するとしておりましたけれども、一部導入されたことに伴い、変更するものでございます。

また、右上の『地域の特性に応じて定めるべき事項』につきまして、これも伊勢都市計画区域と同様に、「地震・津波・洪水等の災害リスクの高い区域については、土地利用検討区域を設定するなど、土地利用や防災・減災施策の取組を促進する。」という文言を追記しております。

右下の『土地利用構想図』をご覧ください。この区域では、地域拠点としまして、南伊勢町南勢庁舎周辺を位置付けております。

最後に、縦覧結果等をご説明申し上げます。

縦覧期間は令和 2 年 5 月 15 日から、令和 2 年 5 月 29 日までの 15 日間です。

結果につきましては、縦覧者は伊勢都市計画が 1 名、鳥羽都市計画が 1 名ございまして、意見書の提出はございませんでした。

伊勢志摩圏内の市町からの意見については、特に異存なしとの回答をいただいております。

以上で、A3 資料での説明を終わり、引き続き、お手元の議案書をご覧ください。

議案書 1795 号、伊勢都市計画の計画書が表紙から 27 ページまで。その次から、新旧対照表となっております。新旧対照表は、現行の都市計画区域マスタープランと、今回改定の都市計画区域マスタープランとの対比で、1 ページから 29 ページまでとなっております。最後のページに、変更の理由書がついてございます。

続いて議案書 1796 号、鳥羽都市計画の計画書が表紙から 25 ページまで。その次に、新旧対照表が 1 ページから 28 ページまでとなっており、最後のページは、変更理由書でございます。

議案書 1797 号、志摩都市計画の計画書が表紙から 25 ページまで。次に、新旧対照表が 1 ページから 28 ページまでとなっており、最後のページは変更理由書でございます。

議案書 1798 号、南勢都市計画の計画書が表紙から 23 ページまで。その次に、新旧対照表が 26 ページまでとなっており、最後のページは変更理由書がついてございます。

議案の説明は以上でございます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

## ○議長：松本会長

はい、ありがとうございました。

ということで 1795 号から 1798 号まで一括してご説明いただいております。

審議もですね、この後一括してご審議いただきながら、ご質疑、質問等ありましたらお受けさせていただいて、その後ですね、1件ずつ、ご承認の議決をとっていきたいと思っております。

まずは一括してご審議いただきたいと思います。

どこからでも構いません、ご質問ご意見等ございましたら、あるいはお気づきの点ありましたらいただければと思いますが、いかがでしょうか。

何なりと、お気づきの点ございましたら。

はい。では白木さんお願いします。

マイクをお持ちしますので。はい。お願いします。

#### ○坪井委員（代理：白木様）

すいません、先ほどご説明いただいた資料の8ページ、鳥羽の都市計画区域のところがございます。

こちらの左側ですね、交通施設の枠の中の、下から3行目のところに、鳥羽市地域公共交通総合連携計画という計画の名称が書かれておられますが、こちらの計画については、随分昔の法律に基づいた計画になってございまして、多分、ここの計画の名称、呼び方もですね、変更されていると思いますので、ちょっと鳥羽市の方にですね、ご確認いただければと思います。

私の方からは以上です。

#### ○議長：松本会長

はい。ご指摘ありがとうございます。

いかがでしょうか事務局、どうでしょうか。

#### ○事務局：都市政策課 山室係長

はい。鳥羽市の方とはですね、調整させていただきながらやらしていただいているので、名称は変わっていないのかと思うんですが、再度確認はさせていただきます。この内容でいいとは聞いておるのであれなんですけども、確認させていただきます。

#### ○議長：松本会長

個別の話もありますが、方針として、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律なんですが、その法律が改定されておりまして、また名称も変わってくる場合があります。

そういう意味で、具体のこういう名前の名称を書くのか、一般名称を書くのか。というのは、この区域マスは10年間ですよ。残っていくんだと思うんですが、そこって記述って、どうするものですか。どうした方がいいんですか。

もうちょっと言いますと、この先ですね、各自治体は、地域公共交通計画に変わってくるんですよ。

はい。そうするとこれ、この計画なくなっちゃうんですけど。

どうしましょう。

**○事務局：都市政策課 山室係長**

現時点ではすみません、この計画に基づいて動いているということですので、これに基づいて進めていくということをお願いしておりますので、記述させていただいております、また次の計画でも、一定程度のこの内容が引き継がれるものだとは思っております。

**○議長：松本会長**

この区域マス策定の時点に持っている計画に基づいてという表現でいくということによろしいですね。鳥羽に関しては、ひょっとしたらこれ前の計画の名称の可能性がありますので確認いただくと。もし確認いただいて、いやごめんなさい、地域公共交通網形成計画でしたということになったらどうするのでしょうか。

**○事務局：都市政策課 山室係長**

それについてはすみません。改めさせていただく必要があると思っております。

**○議長：松本会長**

修正・変更ということですか。

**○事務局：都市政策課 山室係長**

はい。

**○議長：松本会長**

そうするとここでは、変更を前提に、変更がありうることを前提に、皆さんにご承認いただくという形でよろしいですか。

**○事務局：都市政策課 山室係長**

はい。

**○議長：松本会長**

わかりました。ありがとうございます。

はいありがとうございました。

あの、細かな話です。計画の名称が変わってる可能性がありますので、それは今一度、自治体にご確認いただいて、もし変わっているようであれば、もう字句だけの修正なんですけど、現行の計画の名称に変更させていただくということでご理解いただければと思います。

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

ちょっと1点、これ多分、この圏域だけじゃなくて他の圏域も。ごめんなさい、私の方からあんまり聞くものじゃないんですけど、1点、ちょっと事務局のお考えをお聞かせいただきたいんですが。

都市防災、今特にこれからもこういう状態なので、県民の皆さんもみんな、非常に関心が高

いところだと思っております。

そういう意味で三重県はいち早くですね、3つの観点のうちの一つで防災というのを立ち上げましたので、それに沿った形での区域マスになっているので、それはそれで先取りの形でいいなと思っております。

その中で、土地利用に関する方針ですね、これ全部一緒だと思いますが、全部土地利用に関する方針のところでは、いろいろ一番最後、都市防災の観点からというところにいるところ書かれていますところですが、著しく災害リスクが高い区域については、地域地区の見直しや建築物の構造規制に係る条例制定等の検討を促進しますと書かれています。

これは検討を促進するということなんですが、一方で、右上のところ、今回中間報告からの変更箇所というところはもう少し強い表現のような気がするんですね。

地震・津波・洪水等の災害リスクの高い区域については、土地利用検討区域を設定するなど、土地利用や防災・減災施策の取組を促進します。

こちらはより具体的に取り組みを作ってやっていこうということなんですが、この2つの表現の関係。事務局としてはどういうふうに、意図があるのか、もしありましたら、教えていただければと思っております。

#### ○事務局：都市政策課 山室係長

右の上の方の大規模自然災害の方で書かせていただいている方はですね、ハザードとかの関係で、特に優先度の高い部分について選定して、防災の取り組みを進めていくということでよりエリアを絞った考え方をさせていただいております。

都市防災の観点から必要な市街化の抑制等に関する方針の部分ですが、より広い部分のところですね、どちらかというと拠点から少し外れた部分のところについてのことを書かせていただいておりますので、少しトーンを弱めで書かせていただいております。優先度の違っていくところがそこで出てくるのかなと思っております。

#### ○議長：松本会長

なるほど。

はい。ありがとうございます。

より危ないところは、取り組みに力を入れて進め、全体的なところとしては、検討を進めていくという姿勢だということですね。

ありがとうございました。

その他、皆様方がいかがでしょうか。

特によろしいでしょうか。

仲林先生よろしいでしょうか。

※ 仲林委員より「異議なし」との表示あり

#### ○議長：松本会長

なんか出しています。

仲林先生聞こえますか。

**○仲林委員**

聞こえておりますけれども、私の声は聞こえてますか。

**○議長：松本会長**

聞こえています、そのままおしゃべりください。

**○仲林委員**

ありがとうございます。特に異議ございません。

**○議長：松本会長**

わかりました。はい。

**○仲林委員**

はい、恐れ入ります。

**○議長：松本会長**

はい。あれ何が出てるんですか、今。

**○仲林委員**

今、さっき、こちらでマイクの操作ができない感じでしたので、異議ございませんって書いてありますが、すみません、ありがとうございます。

**○議長：松本会長**

はい、すみません。ありがとうございます。ありがとうございました。

**○仲林委員**

失礼いたしました。

**○議長：松本会長**

とんでもないです。ありがとうございます。

はい。ということで皆様方特にご異議ないということによろしいですかね。

そうしましたら、すみませんこれ一応ですね 1 件ずつ、承認の確認をさせていただきたいと思っておりますのでお付き合いください。

それではまず、第 1795 号議案「伊勢都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」につきまして、原案が適切であると判断することについて、ご異議ございませんでしょうか。

※ 「異議なし」との声あり

**○議長：松本会長**

はい。ありがとうございます。

では異議なしということですので、第 1795 号議案、「伊勢都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」につきまして原案が適切であると判断いたします。三重県知事に原案通り答申いたします。

続きまして、第 1796 号議案「鳥羽都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」につきまして、原案が適切であると判断することにつきまして、ご異議ございませんでしょうか。

※ 「異議なし」との声あり

**○議長：松本会長**

はい、ありがとうございます。

では異議なしということですので、第 1796 号議案、「鳥羽都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」につきまして、原案が適切であると判断いたします。三重県知事に原案通り答申いたします。

ちよっともうちよっと省略させてもらいます。

続きまして、第 1797 号議案「志摩都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」につきまして原案が適切であると判断することについてご異議ございませんでしょうか。

※ 「異議なし」との声あり

**○議長：松本会長**

ありがとうございましたでは異議がないということですので、原案が適切であると判断いたします。三重県知事に原案通り答申させていただきます。

続きまして、第 1798 号議案「南勢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」につきまして、原案が適切であると判断することについて、ご異議ございませんでしょうか。

※ 「異議なし」との声あり

**○議長：松本会長**

はい。ありがとうございます。

異議なしということですので、原案が適切と判断いたします。三重県知事に原案通り答申させていただきます。

なお、先ほどありましたように、地域公共交通の計画の名称に関しましては、自治体に確認をさせてもらいまして、もし修正があった場合はその修正を前提にご承認いただいたというこ

とにさせていただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

それではここで、まだ長丁場になりますので、10分ほど休憩させていただきたいと思います。今、10分だと思っておりますので、2時20分から再開したいと思っております。

では休憩したいと思います。

※ 10分間休憩

<第1799議案～第1800号議案「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更〔伊賀圏域〕」>

○議長：松本会長

はい、それでは時間も参りましたので、審議を再開したいと思います。仲林先生お見えですか。

○仲林委員

はい、おります。

○議長：松本会長

はい、ありがとうございます。

では再開させていただきます。

○仲林委員

よろしくお願いいたします。

○議長：松本会長

はい。それでは議題に入ります前にすみません、1点お詫びとご訂正をお願いしたいと思います。

先ほどですね、審議に入ります前に、私の方から、議事録署名者2名を指名させていただきました。

その際に、第6番委員井上委員と申し上げましたが、すみません。大変申し訳ございませんでした。私の間違いでした。

松田委員でございますので、松田さんすみません、議事録をお願いいたします。

それから、間違ったことをお詫び申し上げます。どうもすみませんでした。

それでは、引き続き、議題の審議をお願いしたいと思います。

続きまして、伊賀圏域の第1799号議案「伊賀都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」及び第1800号議案「名張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」につきまして、一括して事務局からご説明をお願いいたします。

## ○事務局：都市政策課 藤森課長

はい。それでは、伊賀圏域の「1799号議案 伊賀都市計画」から「1800号議案 名張都市計画」についてご説明申し上げます。

資料はA3サイズの資料の、11ページから14ページでございます。

まず11ページをご覧くださいと思います。

11ページ、都市計画の理念がページ右上部にございまして、「恵まれた資源が紡ぐ、人々が行き交う、こころ豊かなまち」としてございます。

12ページをご覧くださいと思います。

12ページ左の表には、広域拠点、交流拠点、防災拠点、地域拠点を記載しております。

右の、伊賀圏域将来都市構造図には、それぞれの拠点位置を明示してございます。

13ページをご覧くださいと思います。

13ページは伊賀都市計画区域でございます。

都市経営の観点といたしまして、左上の『土地利用に関する方針』の中の住宅地をご覧ください。「広域拠点では、複合的な土地利用により、都心居住機能を配置する。」、商業・業務地については、「広域拠点では、都心居住や中心市街地の活性化、広域交流の促進を支援する多様な都市機能を配置する。」という方針を示しております。

都市活力の観点といたしまして、工業地において、「新たな産業や既存産業の立地を促進するため、工業系用途地域や用途地域外の一団の工業地に加え、自治体の計画等により検討・選定された適地を工業地として配置する。工業系土地利用誘導ゾーン内については、積極的に工業施設を誘導し、既存ストックを活用しつつ、必要な基盤整備を進める。」という方針を示しました。

都市防災の観点といたしまして、都市防災の観点から必要な市街地の抑制等に関する方針において、「拠点及びその周辺地については、都市防災に係る施策を実施し、安全性の向上を図る。これらを除く、一定の拡がりをもった住居系の既成市街地における著しく災害リスクが高い区域については、地域地区の見直しや、建築物の構造規制に係る条例制定等の検討を促進する。」という方針を示しております。

次に、区域の特徴となる内容の主なものをご説明申し上げます。

左上の『土地利用に関する方針』の住宅地をご覧ください。「広域拠点では、歴史的・文化的地域特性を生かした中心市街地の形成をめざすことから、歴史的まち並みと調和した建物への誘導等を進める。」という方針を示しました。

次に、中間報告からの変更点についてご説明申し上げます。

左下の『都市施設の整備に関する方針』の下から2行目をご覧ください。「バス路線やコミュニティバスの維持・充実、デマンドシステム（バス、タクシー）等の導入について検討する。」に変更いたしました。コミュニティバスについては、導入について検討するとしておりましたけれども、一部導入されたことに伴い変更するものでございます。

また、右上の『地域の特性に応じて定めるべき事項』のところで、「地震・洪水等の災害リスクの高い区域については、土地利用検討区域を設定するなど、土地利用や防災・減災施策の取組を促進する。」という文言を追記しました。都市防災の取組をより具体化するためのものでご

ざいます。

右下の『土地利用構想図』をご覧ください。この区域の広域拠点、伊賀鉄道上野市駅周辺、地域拠点は、伊賀市役所を含めた伊賀鉄道四十九駅周辺、交流拠点としまして、伊賀上野城及び城下町の歴史的まち並み、上野森林公園、モクモク手づくりファームなど、広域的な防災拠点としましては、三重県広域防災拠点伊賀拠点を位置付けております。また、伊賀市上友生地区等を工業系土地利用誘導ゾーンとして位置付けております。

14 ページをご覧ください。

14 ページは名張都市計画区域でございます。

名張都市計画区域の特徴、中間報告からの変更点及び土地利用構想図につきましてご説明申し上げます。

まず、区域の特徴となる内容の主なものをご説明申し上げます。

左上の『土地利用に関する方針』の住宅地をご覧ください。「近鉄名張駅から名張市役所周辺では、隣接する名張地区（名張藤堂家邸跡周辺など）の歴史・文化資源に配慮しつつ、土地の高度利用や複合利用を図る。」という方針を示しました。

次に、中間報告から変更点についてご説明申し上げます。

右上の、『地域の特性に応じて定めるべき事項』をご覧ください。伊賀都市計画区域と同様、「地震・洪水等の災害リスクの高い区域については、土地利用検討区域を設定するなど、土地利用や防災・減災施策の取組を促進する。」という文言を追記しております。

右下の『土地利用構想図』をご覧ください。この区域の広域拠点は、近鉄名張駅周辺と桔梗が丘駅周辺、交流拠点としまして、赤目四十八滝、名張藤堂家邸跡周辺等を位置付けております。

最後に、縦覧結果等についてご説明申し上げます。

縦覧期間は令和 2 年 5 月 15 日から令和 2 年 5 月 29 日までの 15 日間です。

結果につきましては、縦覧者につきまして、伊賀都市計画、名張都市計画ともございません。また、意見書の提出もございませんでした。

伊賀市、名張市からの意見につきまして、特に異存なしとの回答をいただいております。

以上で、A3 資料での説明を終わりますが、引き続きお手元の議案書をご覧いただきたいと思っております。

議案書 1799 号、伊賀都市計画の計画書が表紙から 26 ページまで。その次に、新旧対照表が 1 ページから 28 ページまで。最後のページが、変更理由書でございます。

議案書 1800 号、名張都市計画の計画書が表紙から 25 ページまで。その次の新旧対照表が 1 ページから 27 ページまで。最後のページは変更理由書でございます。

議案の説明は、以上でございます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

## ○議長：松本会長

はい。ありがとうございました。

それではただいまのご説明に対しましてご質問ご意見等ございましたらいただきたいと思

ますが、いかがでしょうか。

はい。ではお願いします。末松委員ですか。

#### ○末松委員

すみません。参考までに聞かせていただきたいんですが、13 ページ 14 ページ、伊賀都市計画区域も、名張都市計画区域のページもですね、一番最後の市街地開発事業に関する方針のところ、柔軟な土地区画整理事業等の適用に向けた検討というふうなものと、柔軟な土地区画整理事業等の適用による市街地の整備の検討というふうに書いていただいているんですが、この柔軟な土地区画整理事業等というのは、具体的にはどのようなことになるのかちょっと参考に教えていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

#### ○議長：松本会長

はい。では事務局お願いいたします。

#### ○事務局：都市政策課 山室係長

はい。柔軟な土地区画整理、市街地整備の手法はですね、長年の事業実績の積み重ねの中でですね、画一的な運用が行われてきておりました。

柔軟な土地区画整理事業というの、小規模であるとかですね、短期間、民間主導の事業開発によるまちづくりを行うようなものでございます。

その関係でですね、今までの土地区画整理だと照応の原則ということでですね、土地の位置をですね、あまり変えたらあかんということがあったんですけども、集約の換地ができるようになったとか、そういうところですね、より使いやすい区画整理ができるという制度ができておりますので、そういうのを活用したまちづくりができるのかなということで記載させていただきます。

#### ○議長：松本会長

はい、よろしかったでしょうか。

はい。ありがとうございます。

国の制度もいろいろ変わってきてまして、そういう意味ではこれからまたもっともっと新しい手法も出てくるかもしれません。

そういうのも含めて柔軟なということで、いろんな形での整備が進められるような方針というふうにご理解ください。

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

特にございませんでしょうか。

それでは特にご異議等々ございませんようですので、承認確認をしたいと思います。

また、すみません、1 件ずつお願いします。

では、第 1799 号議案「伊賀都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」につきまして

て、原案が適切であると判断することについてご異議ございませんでしょうか。

※ 「異議なし」との声あり

**○議長：松本会長**

はい、ありがとうございました。では異議がないということですので、原案が適切と判断いたします。三重県知事に原案通り答申いたします。

続きまして、第 1800 号議案「名張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」につきまして原案が適切であると判断することについてご異議ございませんでしょうか。

※ 「異議なし」との声あり

**○議長：松本会長**

はい。ありがとうございます。

異議ございませんので、原案が適切であると判断いたします。三重県知事に、原案通り答申いたします。

**<第 1801 議案～第 1804 号議案「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更〔東紀州圏域〕」>**

**○議長：松本会長**

それでは続きまして、東紀州圏域の第 1801 号議案から 1804 号議案ということで、尾鷲都市計画、熊野都市計画、紀伊長島都市計画、御浜都市計画につきまして、一括して事務局からご説明お願いいたします。

**○事務局：都市政策課 藤森課長**

はい。それでは、東紀州圏域の「第 1801 号議案 尾鷲都市計画」、「第 1802 号議案 熊野都市計画」、「第 1803 号議案 紀伊長島都市計画」、「第 1804 号議案 御浜都市計画」についてご説明申し上げます。

資料は A3 サイズの資料の 15 ページをご覧くださいと思います。

東紀州圏域全体のページでございますが、都市計画の理念、ページ右上部でございます。

「自然・文化と命の道により交流を育み、美しい風景の中に暮らすまち」としております。

続いて 16 ページをご覧ください。

16 ページの左の表に、広域拠点、交流拠点、防災拠点、地域拠点を記載しております。

右の東紀州圏域将来都市構造図には、それぞれの拠点位置を明示しております。

17 ページをお開きいただきたいと思います。

尾鷲都市計画区域でございます。

都市経営の観点といたしまして、左上の『土地利用に関する方針』の中の住宅地をご覧ください。「広域拠点では、土地の高度利用や複合利用等により、居住機能を配置する。」、また商業・

業務地のところがございますが、「広域拠点では、都心居住や中心市街地の活性化、広域交流の促進を支援する多様な都市機能を配置する。」という方針を示しております。

都市活力の観点といたしまして、港湾地域において、「尾鷲港については、港湾計画に基づき防災機能等の維持を図るとともに、火力発電所跡地（おわせ SEA モデル）の利活用も含めた都市計画決定等を検討する。」という方針を示しました。

都市防災の観点といたしまして、都市防災の観点から必要な市街化の抑制等に関する方針において、「拠点及びその周辺地については、都市防災に係る施策を実施し、安全性の向上を図る。これらを除く一定の拡がりをもった住居系の既成市街地における著しく災害リスクが高い区域については、地域地区の指定や建築物の構造規制に係る条例制定等の検討を促進する。」という方針をお示ししました。

次に、区域の特徴となる内容の主なものをご説明申し上げます。

左上の『土地利用に関する方針』の計画的な都市的土地利用の実現に関する方針をご覧ください。「紀勢自動車道や熊野尾鷲道路の各インターチェンジ周辺では、今後の土地利用の動向を見据えつつ、地域活力の増進に向けた土地利用の規制・誘導を計画的に進める。」という方針を示しました。

次に、中間報告からの変更点についてご説明申し上げます。

左下の『都市施設の整備に関する方針』の下から2行目をご覧ください。「バス路線、コミュニティバスの維持、デマンドシステム（バス、タクシー）等の導入について検討する。」というふうに変更いたしました。コミュニティバスについては、導入について検討するとしておりましたけれども、一部導入されたことに伴い変更するものでございます。

また、右上の『地域の特性に応じて定めるべき事項』のところでは、「地震・津波・洪水等の災害リスクの高い区域については、土地利用検討区域を設定するなど、土地利用や防災・減災施策の取組を促進する。」という文言を追記しております。

これについては、都市防災の取組をより具体化するためのものでございます。

右下の『土地利用構想図』をご覧ください。この区域の広域拠点は、JR尾鷲駅周辺、交流拠点としまして、熊野古道センター等、広域的な防災拠点として、三重県広域防災拠点東紀州（紀北）拠点等を位置付けております。

18 ページをご覧ください。

18 ページは熊野都市計画区域でございます。

ここからの3区域につきましては、区域の特徴、中間報告からの変更点及び土地利用構想図についてご説明申し上げます。

まず、区域の特徴となる内容の主なものをご説明申し上げます。

左下の『市街地開発事業に関する方針』をご覧ください。「JR熊野市駅や記念通り・本町通りを中心とする広域拠点及びその周辺地においては、本区域の玄関口にふさわしいまち並みの創出に向け、必要に応じて市街地開発事業を検討する。」という方針を示しております。

次に、中間報告からの変更点についてでございますが、左下の『都市施設の整備に関する方針』の下から2行目をご覧ください。「バス路線や、コミュニティバス、デマンドシステムの維持・充実を図る。」というふうに変更いたしました。コミュニティバス、デマンドシステムにつ

いては、導入について検討するというふうにしておりましたが、一部導入されたことに伴い変更するものでございます。

また、右上の、『地域の特性に応じて定めるべき事項』のところでございますが、尾鷲都市計画区域と同様に、「地震・津波・洪水等の災害リスクの高い区域については、土地利用検討区域を設定するなど、土地利用や防災・減災施策の取組を促進する。」という文言を追記しております。

右下の『土地利用構想図』をご覧ください。この区域の広域拠点は、J R熊野市駅周辺、交流拠点としまして、鬼ヶ城センター、道の駅「熊野・花の窟」、広域的な防災拠点として、三重県広域防災拠点東紀州（紀南）拠点等を位置付けております。

19 ページをご覧ください。

紀伊長島都市計画区域でございます。

区域の特徴となる内容の主なものでございます。

左上の『土地利用に関する方針』の、計画的な都市的土地利用の実現に関する方針をご覧ください。「紀勢自動車道紀伊長島インターチェンジ周辺では、今後の土地利用の動向を見据えつつ、地域活力の増進に向けた土地利用の規制・誘導を計画的に進める。」という方針を示しております。

次に、中間報告からの変更点でございます。

左下の『都市施設の整備に関する方針』の下から2行目をご覧ください。「バス路線、コミュニティバスの維持、デマンドシステム（バス、タクシー）等の導入について検討する。」に変更いたしております。コミュニティバスについては、導入について検討するとしておりましたが、一部導入されたことに伴い変更するものでございます。

また、右上の、『地域の特性に応じて定めるべき事項』をご覧ください。ここも尾鷲都市計画区域と同様、「地震・津波・洪水等の災害リスクの高い区域については、土地利用検討区域を設定するなど、土地利用や防災・減災施策の取組を促進する。」という文言を追記してございます。

右下の『土地利用構想図』をご覧ください。この区域は、地域拠点としまして、J R紀伊長島駅周辺、交流拠点として、熊野灘臨海公園等を位置付けております。

20 ページをご覧ください。

20 ページは御浜都市計画区域でございます。

区域の特徴となる内容の主なものを説明申し上げます。

右上の、『地域の特性に応じて定めるべき事項』の地域活力の維持・向上に向けた方針の下から2行目をご覧ください。「道の駅「パーク七里御浜」等の既存観光施設については、周辺の宿泊施設整備や、景観保全等を図る」という方針を示しております。

次に、中間報告からの変更点でございます。

左下の『都市施設の整備に関する方針』の下から2行目でございますが、「バス路線、コミュニティバスの維持、デマンドシステム（バス、タクシー）等の導入について検討する。」に変更しております。コミュニティバスについては、導入について検討するとしておりましたが、一部導入されたことに伴い変更するものでございます。

右上の、『地域の特性に応じて定めるべき事項』でございます。ここも尾鷲都市計画区域と同

様、「地震・津波・洪水等の災害リスクの高い区域については、土地利用検討区域を設定するなど、土地利用や防災・減災施策の取組を促進するという文言を追記しております。

右下の『土地利用構想図』をご覧ください。この区域は地域拠点としまして、JR阿田和駅周辺、交流拠点として道の駅「パーク七里御浜」等を位置付けております。

最後に、縦覧結果等についてご説明申し上げます。

縦覧期間は令和2年5月15日から令和2年5月29日までの15日間です。

縦覧者は尾鷲都市計画で1名。

意見書ですが、尾鷲都市計画に関して3名の方から14件の提出がございました。

今回の縦覧方法につきましては、新型コロナウイルス感染症対策としまして、三重県都市政策課、尾鷲市役所の各窓口のほか、三重県都市政策課のホームページでも、縦覧図書を見ていただけるよう配慮させていただきましたことを申し添えます。

また意見書の内容につきまして、お手元のA4サイズの「意見書の要旨と見解」というタイトルの資料がございますが、そちらをご覧くださいと思います。

この資料につきまして、まず簡単にご説明させていただきます。

いただきましたご意見につきまして左側に記載をしております。その右側に都市計画決定権者の見解を記載いたしております。

また、整理上、意見につきましては、都市計画区域マスタープランの構成順に並べて、①から⑭まで、番号を付けてございます。また意見の原文につきましては、赤色の文字、意見の元となる都市計画区域マスタープランの本文の部分に青字で記載をしております。

それでは、主なご意見とそれに対する都市計画決定権者の見解につきましてご説明を申し上げます。

疫病に関する内容を追記してはどうかのご意見が4項目ございました。意見番号では、1ページの①と③、2ページの⑥。それから、4ページの⑩の4項目でございます。

それぞれの意見に対しまして、右側の都市計画決定権者の見解にございます通り、公衆衛生は広義の「まちづくり」のテーマの一つではございますが、都市計画法における「都市計画」が、“都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画”であることから、都市計画区域マスタープランに記載する事項ではないと考えておるところでございます。

次に、2ページの一番上の意見④でございますが、空き家対策としまして、「テレワーク環境、巣籠環境の提供に向けた取組を行う」というご提案でございます。それに対しましては、提案内容は一つの手段であると考えますが、都市計画区域マスタープランでは、利活用に向けて取組むことを基本的な方針として示しており、具体的な取組は、所管する機関において計画・検討されることと考えております。

また、タウンWifiや、公共設置の5Gについてのご提案もございました。これに対しまして、通信に係るインフラ整備に向けた取組みであることから、「地域の個性を生かした魅力の向上に繋がるものではありませんけれども、都市計画区域マスタープランは、広域的な観点から基本的な方針を定めるものであり、具体的な取組は、所管する機関において計画・検討されるものと考えておるところでございます。

次に、災害関係といたしまして、2 ページの意見⑤、また 3 ページの意見⑧、4 ページの意見⑩などの意見を頂戴しております。

まず 2 ページの意見⑤につきまして、「防災・避難施設の整備等のハード対策と土地利用の規制・誘導等のソフト対策を一体的に進めると記載をしているが、各々の対策をどのようにリンクさせるのか」というご意見でございまして、これに対しましては、災害リスクの大きさ、避難体制の整備状況、防災施設の整備状況を踏まえたうえで、対象区域の状況に応じて、ハード対策としての防災・避難施設の整備や、ソフト対策としての土地利用の規制・誘導を組み合わせ、各々を関連づけることを考えておるところでございます。

3 ページの⑧の意見でございしますが、「被害を低減するために、土地利用の抑制や建築物の構造規制は県条例で対応するのか」という意見でございまして、これに対しまして、これらは県と市町で協議し、県又は市町で指定・制定等をするものと考えておるところでございます。

さらに 4 ページの意見⑩でございしますが、広域的な防災拠点について、「なぜ三木浦港が広域防災拠点に選ばれているのか」といったご意見でございまして、これに対してはですね、「広域的な防災拠点」は、三重県地域防災計画に位置付けられている施設としているなかでございしますが、三木浦港は、耐震強化岸壁を有する漁港であり、同計画では、陸上路のアクセスが脆弱な地域への緊急物資の海上輸送路の拠点として、指定をされているところでございます。そのため、防災拠点としての必要性があるというふうに考えておるところでございます。

次に、5 ページの意見⑫でございしますが、「広域ごみ処理施設について、火力発電所跡地などへの立地を検討します。」という、議案の本文に対しまして、「5 市町間の意見を取りまとめた後、候補地を検討します。」へと記述を変更してはどうかというご提案がございました。これに対しましては、ごみ処理施設に関して、5 市町で進められている検討の状況をもとに記載しているところでございますので、修正の必要はないというふうに考えておるところでございます。

最後に、同じく 5 ページの意見⑭では、「「世界遺産・熊野古道」等の豊かな地域資源を生かした広域交流の促進を通して地域の活性化を図る」という議案本文について、「風光明媚な景観を生かしたオワセトレールや国道 311 を活用した新熊野参詣道、環太平洋自動車道の追加指定を始め」という内容を追記するというご提案でございしますが、これに対しまして、本項では、豊かな地域資源を生かした広域交流の促進を通して、地域の活性化を図るという方針や、その基本的な進め方を示しており、具体的な方法につきましては、所管する機関において計画・検討されることと考えておりますところでございます。

以上の結果、ご意見を踏まえた議案修正の対象はないと判断をし、記述内容の変更は行わないこととしておるところでございます。

また、東紀州圏域内の市町からの意見につきましては特に異存なしとの回答をいただいております。

以上で説明を終わりますが、引き続きお手元の議案書につきまして、議案書 1801 号、尾鷲都市計画の計画書が表紙から 25 ページまで。その次に、新旧対照表が 1 ページから 27 ページまでとなっております。最後のページは変更理由書でございます。

議案書 1802 号、熊野都市計画の計画書が表紙から 25 ページまで。その次に新旧対照表が 1 ページから 27 ページまで。最後のページは変更理由書でございます。

議案書 1803 号、紀伊長島都市計画の計画書が表紙から 24 ページまで。次に、新旧対照表が 1 ページから 25 ページまで。最後のページは変更理由書でございます。

議案書 1804 号、御浜都市計画の計画書が表紙から 24 ページまで。その次に新旧対照表が 1 ページから 26 ページまでとなっており、最後のページは変更理由書でございます。

議案の説明は以上でございます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

#### ○議長：松本会長

はい。ありがとうございました。

それではただいまの説明に対しましてご質問ご意見等ございましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

どんなことでも構いませんが、お気づきの点がございましたら。

ちょっと私の方から、よろしいですかね。

この意見書の回答、これはもう決定ということなんですか。

この都市計画決定権者の見解ということなので、これは三重県知事の見解ということで、これはもうこれで決定という認識でよろしいですか。

#### ○事務局：都市政策課 山室係長

今のですね、我々の意見としてですね、今回付議させていただくってということですね、今までのやってきた計画のまま付議させていただくということでございますので、三重県知事としての決定ということではございません。

#### ○議長：松本会長

なるほど、なるほど。そういうことですか。

いや、ちょっと気になる表現がございまして、直すとか、直さないというのではないのですが、例えば、1 ページの意見①に関しての都市計画決定権者の見解ということで、公衆衛生は広義の「まちづくり」のテーマの一つであります…とあるんですが、実は公衆衛生って都市計画の一番の発端なんですよ。イギリスで過密が問題になって、そして疫病が発達して、そしてそこで都市計画の必要性が出てきたと。

あるいは、今までもいろんな疫病、公衆衛生の問題から都市計画の考え方がいろいろ変わってきたということもありますので、実はすごく重要で、ただ日本の場合は、もうこれだけ公衆衛生が守られてきてるんで、その辺の観点がちょっと当たり前になってしまってるんですが、そういう意味では、下水道の整備だとか、住環境の整備、ここがまさに公衆衛生的な意味合いが大きいと思うんですよ。

ということで、どちらかという、公衆衛生を省くというわけではなくて、もともと都市計画は公衆衛生の確保のために行われてきているということで、当然こういったことは、含まれてるんだということじゃないのかなという気がしました。

それと、ここはどうなんですかね、通信インフラ。

5GとかWiFiとかいう具体的なところはともあれ、いわゆる通信インフラを都市施設の中に位置づけるのかどうかということと、おそらく今後、この通信インフラが強化というのは、国の施策としても進められるのではないかなと思うんですが、その中で区域マスタープランに位置付けるのか、もちろん市町村マスタープランの中に位置付けてもらうというのものもあるかと思いますが、ちょっとその辺のお考えを説明いただけますか。

**○事務局：都市政策課 山室係長**

この辺ですね、おっしゃる通りですね、今後のですね、社会構造の変革の中でですね、当然5GとかWiFiというのは重要な部分にはなってくるのかと思ってるんですが、現在の都市計画のですね、運用指針とかを見させていただいてもですね、なかなかその記述をですね、都市計画法の中で取り組んでいくということがなかなか難しい部分はあります。

そういう意味ではですね、そういう個別の部署の方ですね、対応していただくというのが今の時点ではベターなのかなということで、現在はこのようなことで考えておるといようなことでございます。

**○議長：松本会長**

なるほど。はい。多分、都市計画的な意味合いからいうと、市街地部で、共同溝なんかで通信インフラを埋めましょうと。そうすると都市計画決定が必要だとか必要でないとかそんな話が出てくる可能性があるわけですね。そういうのはあるなと思いますが、南部の方でっていうと、余りにもそういうのが、案件としては、多くないのかもしれないですね。

という意味では、必ずしも区域マスの中には記載しなくても大丈夫だろうと。

それからここに書いてあるように、所管する機関において計画・検討されるというのは、都市計画に基づかない形での整備も可能だという、そういう意味ですね。

はい、わかりました。ありがとうございます。

その他皆様方がいかがでしょうか。

仲林先生いかがでしょうか。

**○仲林委員**

特にはございません。

**○議長：松本会長**

はい。わかりました。

はい。それでは特にご異議ございませんようですので、承認の確認を、また1件ずつですがお願いしたいと思います。

まず、1801号議案「尾鷲都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」につきまして、原案が適切であると判断することにつきましてご異議ございませんでしょうか。

※ 「異議なし」との声あり

**○議長：松本会長**

はい。ありがとうございました。

では異議なしということで原案が適切であると判断いたします。三重県知事に原案通り答申いたします。

続きまして、第 1802 号議案「熊野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」につきまして、原案が適切であると判断することに異議ございませんでしょうか。

※ 「異議なし」との声あり

**○議長：松本会長**

はい、ありがとうございます。では異議なしということで原案が適切であると判断いたします。三重県知事に、原案通り答申いたします。

続きまして、1803 号議案「紀伊長島都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」につきまして、原案が適切であると判断することについてご異議ございませんでしょうか。

※ 「異議なし」との声あり

**○議長：松本会長**

はい、ありがとうございます。それでは異議なしということで、原案が適切であると判断いたします。三重県知事に、原案通り答申いたします。

そして続きまして、1804 号議案「御浜都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」につきまして原案が適切であると判断することについてご異議ございませんでしょうか。

※ 「異議なし」との声あり

**○議長：松本会長**

はい、ありがとうございました。

異議なしということで原案が適切であると判断いたし、三重県知事に、原案通り答申したいと思えます。

ありがとうございました。

以上ですべての議案に関して、ご承認いただいたということになります。

どうもありがとうございました。

**6 第 194 回都市計画審議会予定議案について**

**○議長：松本会長**

最後に次回審議会につきまして、事務局からご説明、ご連絡をお願いいたします。

**○事務局：都市政策課 大下副課長**

はい。次回の審議会は、令和2年11月4日午後1時30分からの予定となっております。

場所は、本日の会場と同じアストホールで開催いたしますので、ご予約のほどどうかよろしくをお願いいたします。

それでは、資料のですね、「第194回三重県都市計画審議会予定議案概要」、A4 1枚ものございます、こちらをご覧ください。

予定議案は3議案ございます。

1番目です。桑名都市計画区域区分の変更についてですが、額田地区について、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、市街化区域編入を行おうとするものでございます。

2番目でございます。伊賀市におけるバイオガスによる発電等を目的としたメタン発酵施設を設置するのに伴い、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく産業廃棄物処理施設となる当該施設の敷地の位置が、都市計画上支障がないことを確認するものでございます。

3番目でございます。四日市市における既設の産業廃棄物処理施設におきまして、法で定める処理能力を超える廃プラスチック類の破砕施設を増設することに伴い、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく産業廃棄物処理施設となる当該施設の敷地の位置が、都市計画上支障がないことを確認するものでございます。

以上でございます。

**○議長：松本会長**

はい。ありがとうございました。

この件に関しまして何かございましたら、ご発言ください。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では次回ご予約いただきたいと思います。

以上ですべての議題、審議事項、予定は終わりではございますが、全体を通しまして他に皆様方の方から何かございましたら、よろしいでしょうか。

はい。どうもありがとうございました。

無事に審議を終わりました。皆様方のおかげだと、感謝申し上げたいと思います。

どうもありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

**○司会：都市政策担当 向井次長**

はい。ありがとうございました。

円滑な進行の方どうも本当にありがとうございました。

松本議長には議事の進行ありがとうございました。

また、委員の皆様には、ご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

## 7 閉会

### ○司会：都市政策担当 向井次長

これもちまして、第193回都市計画審議会を終了させていただきます。誠にありがとうございました。

(終)